

年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎76 - 2151 内線 222、223

20代の方に納付猶予と特例

世帯主の所得が高いなど、国民年金保険料の免除の対象とならない130歳未満の方には若年者納付猶予制度、学生の方には学生納付特例制度があります。

「未納」のままだと将来の年金に影響が！

若年者納付猶予、学生納付特例を受けずに「未納」にしていると将来の年金受給に際し、未納期間が保険料納付の資格期間から除外されてしまいます。

そこで、若年者納付猶予、学生納付特例を受けるとその期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されます。ただし、年金額には反映されません。

将来のため保険料の追納を納付猶予、納付特例の期間について、10年以内に追納すれば年金額に反映されます。忘れずに納めましょう。

審査の基準

若年者納付猶予制度

本人・配偶者・世帯主（本人が世帯主でない場合）の所得を審査します。

学生納付特例制度

本人の所得のみで審査します。

毎日の心配ごと、悩みごと

よろず相談委員にご相談ください

町では、みなさんが生活する中で起こる心配ごとにお答えするため、よろず相談委員を設置しています。行政相談委員などから選ばれた4人のよろず相談委員が、みなさんの悩みごとの相談を受け付けます。下記の委員にご相談ください。

相談日 毎月1回（毎月の相談日を、広報つべつの裏表紙に掲載しています）

よろず相談委員

福井 真知子（行政相談委員）

久保 利治（調停委員）

鷹嘴 とし子（人権擁護委員）

中川 孝敏（民生児童委員）

（任期 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）

問い合わせ先 住民企画課住民環境グループ ☎76 - 2151（内線216）

平成27年度 調理師試験のお知らせ

日時 8月27日（木）午後1時30分から午後4時まで
試験地 北見市（試験会場は、出願者に送付する受験票により通知）
試験科目・方法 食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論について筆記試験を実施する。
受験資格 学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格）で、多数人に対して飲食物を調理して提供する施設又は飲食店営業等において平成27年5月22日までに2年以上調理の業務に従事した者
願書提出先 北見保健所 受付期間 5月11日（月）～5月22日（金）
提出書類（1）調理師試験受験願書 1部
（2）調理師試験受験者整理カード 1部（3）入力通知書
受験手数料 北海道収入証紙 6,900円

問い合わせ先
北見保健所健康推進課健康増進係 ☎0157 - 24 - 4173

上下水道料金等の検針及び料金徴収業務担当員のお知らせ

上水道・簡易水道・下水道・農業集落排水の料金にかかる検針・料金徴収業務を次の会社へ委託しています。各地域の担当員をお知らせします。

委託先 水 i n g 株式会社 北海道支店

津別市街地区 及び活汲地区	豊永及び高台の一部、 美都、上里地区
	 
後藤 寛治さん	上杉 猛晴さん 平川 伸二さん

本岐地区	相生、大昭、布川地区
	 上杉猛晴さんは、相生地区の一部も担当します。
内田 憲造さん	佐藤 啓一さん

検針・料金徴収員の担当地区については、4月1日現在の大まかな区域です。各検針・徴収員は身分証明書を携帯しております。不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

問い合わせ先
建設課水道グループ ☎76 - 2151（内線253・254）
委託先 水 i n g 株式会社北海道支店 津別管理事務所
（下水道管理センター内）☎76 - 2848

水道未給水地区の水質検査や 水質改善費用を補助いたします

町は上水道、簡易水道の給水区域以外の地域（水道未給水地区）で飲用水として井戸水、沢水、湧水などを使用する世帯を対象に、水質検査費用、浄水器購入・設置費用または井戸の掘削等の費用を助成いたします。これにより公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ります。

補助制度	補助内容	補助率	補助金額	摘 要
水質検査費用	水質検査費用	全額	9,950円 H27保健所手数料	① 1水源につき1回です。 ② 検査項目は一般検査10項目です（注1）。 検査機関は北見保健所等です。
水質改善 水質安定 確保	井戸掘削 等工事費	1/2 以内	100万 円限度	① 水質検査の結果、基準を超えていること。 ② 水量が不足し新たな水源が必要と認められる場合です。 ③ 1世帯につき1基です。 ④ 共同で行う場合も可能です。
水質改善 費用	浄水器購 入・設置	1/2 以内	20万円 限度	① 水質検査の結果、基準を超えていること。 ② 浄水器は水質基準の超過項目を除去できる性能があるもの。 ③ 1世帯に1台。ただし、2世帯でも厨房が1箇所の場合は、1世帯とします。

助成の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間
詳しくは、建設課水道グループまでご相談ください。
☎76 - 2151（内線254）

道の交通事故相談所をご利用ください

交通事故にあったが、どうしたらよいかわからない。 示談をどのように行ったらよいか？
損害賠償の額が適正かどうかを知りたい。 残された遺児への生活（教育）資金の手当ては？ など

北海道では、交通事故相談所を設置し、専門の相談員や弁護士が相談に応じています（事前予約制）。相談は無料です。

弁護士相談・巡回相談日程及び時間
下記の日程で行います。必ず「予約先」に予約してください。
予約先 オホーツク総合振興局環境生活課
☎0152 - 41 - 0783（直通）

実施場所／時間帯	弁護士相談	巡回相談	
網走会場（網走市北7条西3丁目） オホーツク総合振興局 交通事故相談所	6月25日（木）	5月21日（木）	11月19日（木）
	9月17日（木）	6月25日（木）	12月17日（木）
	12月17日（木）	7月23日（木）	1月21日（木）
	3月24日（木）	8月20日（木）	2月25日（木）
北見会場（北見市青葉町5番16号） 北見交通安全研修センター ※予約はオホーツク総合振興局へ	6月24日（水）	5月20日（水）	11月18日（水）
	9月16日（水）	6月24日（水）	12月16日（水）
	12月16日（水）	7月22日（水）	1月20日（水）
	3月23日（水）	8月19日（水）	2月24日（水）
	弁護士相談 13:00～14:00 巡回相談 13:00～16:00	9月17日（木）	3月24日（木）
	弁護士相談 13:00～15:00 巡回相談 13:00～16:00	10月15日（木）・29日（木）	
		9月16日（水）	3月23日（水）
		10月14日（水）・28日（水）	